

組合員及び被扶養者各位

地方職員共済組合

ジェネリック（後発）医薬品差額通知の実施について

日頃、当共済組合の短期給付事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

医療費適正化の対策として、平成25年4月5日付けで厚生労働省が公表した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、医療保険者の取組として、ジェネリック医薬品の差額通知事業の推進が求められています。

これを受けまして、当共済組合としましては、平成25年7月からジェネリック医薬品の差額通知事業を実施しております。

毎年8月頃に医療機関等に受診した組合員及び被扶養者の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定額以上お安くなる方につきまして、「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただいております。

是非とも、通知の内容をご確認いただき、この事業にご協力くださいますようお願いいたします。